

用途地域 境界不明確箇所の見直しを行います

うるま市は、昭和43年に市街地とその周辺部に「用途地域」※1 を指定し、一部見直しを行いながら、土地利用の誘導・規制を図っています。一方で、用途地域の境界根拠であった地形地物等が、部分的な道路改修や宅地開発などによって変更され、用途地域の境界線が不明瞭となった箇所や不整形な箇所が見られます。

そこで、市全域において境界不明確箇所の見直しを行い、各箇所の境界が整合するよう用途地域の変更を行います。また、用途地域と境界が接する「特定用途制限地域」※2 についても、用途地域に併せて変更を行います。

変更例

第一種住居地域(黄色) → 近隣商業地域(桃色)

現行



現行

用途地域の境界根拠不明。境界線も不整形。(赤枠部分:黄色が凸となっている)

変更案



変更案

境界根拠を「道路端25m」と明確にした。(赤枠部分:黄色から桃色に変更し、境界線がまっすぐになった)

このような変更を、市内の約190箇所で行います。

都市政策課窓口および市ホームページにて変更案<原案>を縦覧できます。ご興味をお持ちの方、ご意見のある方は、お気軽にお問い合わせください。

原案の縦覧期間 12月14日(月)～25日(金)

※1 用途地域…都市計画法の地域地区の一つで、計画的な市街地を形成するために、用途に応じて13地域に分けられたエリア

※2 特定用途制限地域…用途地域の定めのない区域において、良好な環境づくりや維持を目的として、各地域の特性に適した利用が行われるよう建築物の用途に対して制限を定めたエリア

お問合せ先:都市政策課 ☎923-7620



会える、見つかる、良くわかる!



適職発見フェア

業界特化型

参加企業
15社

12/17

木

福祉・介護 / オフィス(IT・コールセンター・BPO) / ホテル・観光業界のお仕事

就職説明・面接会

どなたでも安心! 気軽に参加OK! 「職場見学大歓迎」の積極採用企業が待っています!

事業詳細はこちらから! ▲



対象

すべての求職者

(一般求職者及び令和3年3月卒予定の方)

沖縄コンベンションセンター 会議棟

宜野湾市真志喜4丁目3-1

13:15～17:00 (受付/12:45～)

●事前予約 / お問合せ先

適職発見プロジェクト事務局

TEL.098-860-8900

沖縄コンベンションセンター



年金
だより

『もしも』の備えになる年金



長い人生、この先なにが起こるかわかりません。たとえば事故や病気で障がい者になることもあれば、そのために働けなくなったり、幼い子ども達を残して突然いのちを奪われることもあるかもしれません。そんな『もしも』の不安や大切な家族のために備える年金をご紹介します。

障害基礎年金

病気やケガで生活や仕事ができなくなった方々が受け取ることができる年金です。

障害基礎年金を受け取るための3つの確認

確認
1

初診日に国民年金に入っていた方。

- 医師の診療を初めて受けた日に国民年金に入っている方。
- 初診日が20歳前や60～65歳であっても申請は可能です。

確認
2

初診日の前日までに次のいずれかの要件を満たしている方。

- 初診日のある月の前々月までの加入期間のうち全体の3分の2以上保険料を納付している方。
- 初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納が無い方。

確認
3

一定程度以上の障害の状態にある方。

- 国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級にあたる障害がある方。(障害者手帳の等級とは異なります)

その他、細かな審査がありますので、市民課年金係窓口でご相談ください。

障害基礎年金額

(令和2年度)

年額
1級 977,125円
2級 781,700円

※さらに18歳未満の子どもがいる場合、その人数分の加算があります。(または20歳未満で一定の障害状態にある子)

遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、その方に生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金です。

遺族基礎年金を受け取るための2つの確認

確認
1

働き手を失った『子どもがいる配偶者、または『子ども』に支払われます。

- 子どものいない配偶者は受け取れません。
- 子とは、18歳到達年度の末日までにある子、または20歳未満で一定の障害状態にある子。

確認
2

亡くなられた方が、一定期間保険料を納めていないと受け取れません。

- 亡くなられた方が国民年金保険へ25年以上加入されていて、その加入期間の3分の2以上の期間が納付済みであること。また直近1年間に保険料の未納のないこと。

その他、細かな確認事項がありますので、市民課年金係窓口でご相談ください。

遺族基礎年金額

(令和2年度)

年額
基本額 781,700円

※基本額と子どもの人数に応じて加算された額が受け取れます。

その他、寡婦年金(夫を亡くした妻が60～65歳まで受給できる年金)や、死亡一時金、未支給請求という制度もございます。気になる制度がございましたら市民課国民年金係へご相談ください。

【問合せ先】市民課 国民年金係 ☎973-5498